

平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

A I を活用した創作や
3 D プリンティング用データの
産業財産権法上の保護の在り方に関する
調査研究報告書

平成 2 9 年 2 月

一般財団法人 知的財産研究教育財団
知的財産研究所

(7) 韓国

(i) AIを活用した創作物の韓国特許法又は韓国デザイン保護法上の取扱いについて

韓国では、発明は韓国特許法により、また、意匠は韓国デザイン保護法により、それらの保護が規定されている。

① AIを活用した創作物の韓国特許法又は韓国デザイン保護法上の保護の客体性について

(a) 発明

特許を受けることができる発明は、韓国特許法³⁹において、以下のとおりに規定されている。

韓国特許法第2条

(定義)1. 「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作として高度のものをいう。

つまり、原則として、AIを活用した創作物は、自然法則を利用した技術的思想の創作であると解される場合、特許保護の客体になり得る。

ここで、抽象的アイデア又は単純なアイデアは、特許対象から除外されている。また、特許・実用新案審査指針書⁴⁰において、自然法則を利用しないものとして、自然法則以外の法則（経済法則、数学の公式、論理的な法則、作図法、等）、人為的な取決め（ゲームのルールそれ自体等）、又は人間の精神活動（営業計画それ自体、教授方法それ自体、金融保険制度それ自体、課税制度それ自体、等）が例示されている。

なお、同審査指針書において、コンピュータ・プログラムは、特許保護の対象である旨が規定されている。ただし、保護されるコンピュータ・プログラムは、物理的な記録媒体に記録されている場合に限られるとされている。

³⁹ <http://www.choipat.com/menu31.php?id=14&category=0&keyword> [最終アクセス日：2017年1月6日]

⁴⁰ <https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/korea6.pdf> [最終アクセス日：2017年1月6日]

(b) 意匠

意匠登録を受けることができる意匠は、韓国デザイン保護法において、以下のとおりに規定されている。

韓国デザイン保護法第2条⁴¹

(定義)1. 「デザイン」とは、物品[物品の部分(第42条を除く)及び書体を含む。以下同じ]の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものであって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

上記の発明の取扱いと同様に、A I を活用することが保護を否定する事由になっていないため、A I を活用して創作した意匠は、他の意匠と同様の条件の下で、保護され得ると考えられる。

② A I を活用した創作物の韓国特許法又は韓国デザイン保護法上の権利主体の可能性について

A I を活用した創作物が韓国法により保護の客体となる場合、権利主体になり得る者を調査した。韓国では、権利主体が自然人又は法人に限られるため、A I は、権利主体になり得ないと考えられる。なお、調査先からは、【図表Ⅱ-28】のとおりの見解が得られている。

⁴¹ <http://www.choipat.com/menu31.php?id=23&category=0&keyword> [最終アクセス日：2017年1月6日]

【図表Ⅱ－28】 AIを活用した創作物の権利主体

AIを活用した創作物	データ取得・改変者	学習指示者	AI開発者	AI所有者	創作指示者	評価・選択者	AI
発明	発明の完成のために、実質的に相互協力する関係にあり、発明の技術的課題を解決するための具体的な着想を提示、付加、補完する等の技術的思想の創作行為に実質的に寄与するのに至ったのであれば、共同発明になり、発明に関する権利を共有する（韓国大法院 2011. 7. 28. 言渡 2009 ダ 75178 判決参照）。						なり得ない。
意匠	2人以上が共同でデザインの全体的な審美感に影響を及ぼす要部乃至支配的な特徴部分を着想するか、着想を具体化した場合のように、2人以上が実質的に協力してデザインを成立させたときには、2人以上が共同でデザインを創作したものであると認められ、デザインに関する権利を共有する（韓国特許法院 2008. 2. 15. 言渡 2007 ホ 2377 判決参照）。						なり得ない。

すなわち、調査先は、AIを活用して創作を行った場合であっても、通常のコモ発明や共同デザインの法理に従うことが妥当であるとの見解である。

③ 学習済みモデルの韓国特許法上の取扱いについて

学習済みモデルは、「AIプログラム＋パラメータ」の場合、プログラム自体でなければ、発明の定義規定を満たし、特許法による保護の対象になる可能性がある。ただし、上記のコンピュータ・プログラムとしての保護条件を満足させる必要があるため、媒体に格納され、ハードウェアと結合して特定課題を解決するためのものでなければならない。

一方で、学習済みモデルが「パラメータのみ」であって、数値の列または関数や行列などのデータ」で構成されたものである場合、発明の定義に符合しない可能性がある。特許・実用新案審査指針書では、単に提示される情報の内容にのみ特徴があるものであって、情報の提示を主な目的とする場合には、発明に該当しないと規定されている。

(ii) A I の自律的な創作物の韓国特許法又は韓国デザイン保護法上の取扱いについて

A I の自律的な創作物は、A I を権利主体にできないために、権利者を特定し得ないから、権利の客体にもならないと考えられる。調査先からは、以下のような見解が得られた。

● A I は産業財産権法上の権利の帰属主体にはなり得ない。

特許権による発明の保護と関連し、現行特許法上、「特許を受けることができる者」に関する規定は発明をした人又はその承継人が特許を受けることができることと規定している。即ち、現行特許法は人、即ち自然人が発明した場合についてのみ規定しているため、人の関与なしに、A I が自律的に創作した発明は特許権による保護の客体になり得ないと見ることが妥当である。

デザイン権によるデザインの保護と関連し、現行デザイン保護法上「デザイン登録を受けることができる者」という規定は、デザインを創作した人又はその承継人がデザイン登録を受けることができると規定している。即ち、現行デザイン保護法は、人、即ち自然人がデザインを創作した場合についてのみ規定しているため、人の関与なしに、A I が自律的に創作したデザインは、デザイン権による保護の客体になり得ないと見ることが妥当である。

学習済みモデルが発明の定義規定に符合する場合でも、人の関与なしに、A I が自律的に創作した学習完了モデルは、特許権による保護の客体になり得ないと見ることが妥当である。

(iii) 産業界におけるA I を活用した創作物の法的保護に関する意見等について

韓国では、政府によりA I 関連の議論が行われており、韓国特許庁においても、A I に関連した調査研究が進められている。調査先からは、次のような意見が紹介されている。

● 保護すべきという意見

他の先進国に遅れをとったA I 産業を保護、育成するために、A I による創作活動に対する保護が必要であり、権利及び責任関係において、法的安定性のために立法補完が必要であるということが一般的な見解である。参考までに、韓国特

許庁は、現在、「A I 分野の産業財産権イシュー発掘及び研究」と題される調査研究を進めており、その結果は 2017 年上半期頃に発表される予定である。

- 保護すべきでないという意見

A I による創作までも保護するようになれば、産業財産権が無分別に乱立する可能性があり、むしろ人による創作を奨励することが難しくなるおそれがあるとの見方もある。

(iv) 韓国のまとめ

A I を活用した創作物は、A I の活用が不登録事由とされていないため、保護され得ると考えられる。また、A I を活用した創作物の着想に貢献した者は全て発明者となる可能性がある。しかし、A I は権利主体になり得ないため、A I の自律的な創作物に至っては、権利の客体にもなり得ないと考えられる。

また、学習済みモデルは、「A I プログラム+パラメータ」である場合、他のコンピュータ・プログラムと同様の条件の下で、保護され得ると考えられる。その一方で、学習済みモデルが「パラメータのみ」である場合は、発明に該当しないと判断される可能性がある。

(8) まとめ

日本において、人が A I を道具として利用して発明や意匠を創作した場合は、産業財産権法によって保護され得ると考えられる。同様に、各国・地域においても、人が A I を道具として利用して創作した場合は、各国・地域の法律の下で保護され得る。

また、A I を活用した創作の権利主体について、A I に権利主体としての地位がない点は、日本と、海外質問票調査を実施した全ての国・地域との間で共通していた。そして、創作に関わった自然人のいずれか又は複数人が権利主体となり得るが、権利主体は、個別具体的な創作について、各者の創作への貢献度を評価することで決定されるものと考えられる。

さらに、A I の自律的な創作は、A I が自然人でないため権利主体としての要件を満たさず、権利主体を特定できないために、権利の客体にもなり得ないとする点も各国・地域において共通である。

最後に、学習済みモデルについては、「A I プログラム+パラメータ」と捉えた場合には、いずれの国・地域においても、その他のプログラムと同様の条件で

概要		日本	米国	欧州(※)	
AIを活用した創作物の産業財産権法上の論点					
AIを活用した創作物 (人間の関与:大)	保護可能性	有	有	有	
	関連法令	特許法2条1項 意匠法2条1項	特許法101条(特許)、171条 (意匠)	EPC52条 意匠理事会規則3条、4条、意匠保護に関する指令3条	
	保護の要件	他の特許又は意匠と同様(特別規定なし)			
	権利主体	創作への貢献から個別に判断			
AIが自律的に創作した創作物 (人間の関与:ほぼ無し)	保護可能性	無	有	争いあり	
	関連法令	発明者は自然人のみ。(特許法2条1項)	発明者は自然人のみ。(特許法100条(f)、101条)	肯定意見:「発明者」は、EPC60条で人間に限定されていない。 否定意見:発明者に関する規定は、発明者が自然人であることを間接的に示している。	
	保護の要件		AIを設計、操作した自然人を発明者と認めた場合。	AIを発明者と認めた場合。	
	権利主体		AIを設計し、操作している自然人。	創作に貢献した者全てがなり得る。貢献度から判断。	
学習段階で生成される学習済みモデル	AIプログラム + パラメータ	保護可能性	有	有	
		関連法令	特許法2条1項、3項1号、4号、特許・実用新案審査ハンドブック 付属書B 1章	特許法101条、Alice Corp. v. CLS Bank International, 573 U.S. ___, 134 S. Ct. 2347 (2014)	EPC52条(2)(c)、(3)、欧州特許庁 審査便覧 PART F II 3.6
	パラメータのみ	保護の要件	「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当すること。	発明的思想を含むこと。	プログラム「それ自体」に該当しないこと。 技術的特徴を有すること。
		保護可能性	有	有	無
		関連法令	特許法2条1項、3項1号、4号、特許・実用新案審査ハンドブック 付属書B 第1章	特許法101条、Alice Corp. v. CLS Bank International, 573 U.S. ___, 134 S. Ct. 2347 (2014)	EPC52条(2)(c)、(d)、(3) 欧州特許庁 審査便覧 PART F II 3.6、3.7
		保護の要件	「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当すること。	発明的思想を含むこと。	情報の提示「それ自体」に該当しないこと。 技術的特徴を有すること。
3Dプリンティング用データの産業財産権法上の論点					
物品の産業財産権侵害(物品に産業財産権有り。3Dデータには産業財産権なし。)					
3Dデータ作成工程	侵害成立可能性	有	有		
	関連法令等	特許法2条3項1号、4号、101条1号、2号、意匠法37条2項、38条1号	特許法271条(b)		
	侵害成立要件	3Dデータが特許法上の「物」に該当すること。	侵害を誘導する意図が存在すること。		
3Dデータ配布工程	侵害成立可能性	有	有		
	関連法令等	特許法2条3項1号、4号、101条1号、2号、意匠法37条2項、38条1号	特許法271条(b)		
	侵害成立要件	3Dデータが特許法上の「物」に該当すること。	侵害を誘導する意図が存在すること。		
物品製造工程	物品の製造(直接侵害)	侵害成立可能性	有	有	
		関連法令等	特許法68条、意匠法23条	特許法271条(a)	
	3Dプリンターの利用提供	侵害成立可能性	有	有	
		関連法令等	判決:東京地判平成25年9月30日平成24(ワ)33525号[書籍電子化受託禁止事件]	特許法271条(b)	
		備考	利用提供者が侵害を知っていた場合、侵害に該当する可能性あり。 民法上の不法行為に該当する可能性もある。		
3Dデータの産業財産権による保護					
3Dデータ	保護可能性	有	無	有	
	関連法令等	特許法2条1項、3項1号、4号、特許・実用新案審査ハンドブック 付属書B 第1章	特許法101条	EPC52条(2)(c)、(d)、(3) 欧州特許庁 審査便覧 PART F II 3.6、3.7	
	保護要件	3Dデータが特許法上の「物」に該当すること。		3Dデータ自体が技術的課題を解決すること。	

※ 欧州特許付与に関する条約(EPC)又は欧州共同体意匠に関する規則等について整理

英国	ドイツ	フランス	中国	韓国
有	有	有	有	有
特許法1条 意匠法2条(4)	特許法1条 意匠法1条	知的財産法L611-10(特許)、 L511-1条からL521-7条(意匠)	専利法2条2項、3項(特許)、4 項(意匠)	特許法2条 デザイン保護法2条
他の特許又は意匠と同様(特別規定なし)				
創作への貢献から個別に判断				
無	無	無	無	無
発明者は自然人のみ。(特許 法7条)	自然人による創作物である必要。 。	創作物又は発明の財産を所有 できるのは、自然人であり、 AIは権利主体になり得ない。 (知的財産法L611-6、L611-7)	権利の帰属を自然人又は機 関、組織に認めている。(専利 法6条)	発明者は自然人のみ。(特許 法2条1項、33条)
有	有	有	有	有
特許法1条(2)	特許法1条(3)、(4) コンピューター・プログラムは、 判例法により、特許保護の対 象として認められている。	知的財産法L611-10(2)、(3)	専利法2条2項、 専利審査指南第2部分9章	特許法2条、 特許・実用新案審査指針書3 部1章4.1.8
プログラム「それ自体」に該当 しないこと。	プログラム「それ自体」に該当 しないこと。	プログラム「それ自体」に該当 しないこと。	プログラム「それ自体」に該当 しないこと。	プログラム「それ自体」に該当 しないこと。
有	無	無	不明	無
特許保護の可能性不明。 データベース権による保護の 可能性あり。 (著作権法3A条)	パラメータは、情報の提示「そ れ自体」と解釈される可能性 が高い(特許法1条(3)、(4))。	パラメータは、情報の提示「そ れ自体」と解釈される可能性 が高い(知的財産法L611- 10(2)、(3)(特許))。	専利法又はその関連規則に パラメータに係る明確な規定 が存在しない。	単なる情報の提示は、発明に 該当しない。(特許法2条、特 許・実用新案審査指針書3部1 章4.1.6)
著作権法3Aの条件を満たす 「データベース」であること。				
無	無	無	有	有
特許法60条(2)	特許法10条(1)	知的財産法L613-4	専利法11条、 最高人民法院による専利権侵 害をめぐる紛争案件の心理に おける法律適用の若干問題に 関する解釈(二)21条、 侵権責任法9条	特許法127条、 デザイン保護法114条
			専利権侵害に利用されること を创作者が知っていること。	3Dデータが法律上の「物」又 は「物品」に該当すること。
有	有	有	有	有
特許法60条(2)	特許法10条(1)	知的財産法L613-4	最高人民法院による専利権侵 害をめぐる紛争案件の心理に おける法律適用の若干問題に 関する解釈(二)21条、 侵権責任法9条	特許法127条、 デザイン保護法114条
権利侵害になることを配布者 が知っていること。	権利侵害になることを配布者 が知っていること。	特許権の間接侵害に該当する こと(意匠は非対象)。	専利権侵害に利用されること を配布者が知っていること。	3Dデータが法律上の「物」又 は「物品」に該当すること。
有	有	有	有	有
特許法60条(1)、 登録意匠法7条、7A条	特許法9条、 意匠法38条	知的財産法L513-4、L613-3	専利法11条	特許法94条
無	有	有	有	無
判決 (Unilever v Gillette Plc [1989] RPC 583)	判決 (OLG Düsseldorf「Handy- Permanentmagnet」 Mitteilungen der deutschen Patentanwälte 2006、428)	調査先の見解のみ。	最高人民法院による専利権侵 害をめぐる紛争案件の心理に おける法律適用の若干問題に 関する解釈(二)21条、 侵権責任法9条	特許法127条、 デザイン保護法114条
知的財産権侵害に該当しない が、複数当事者間で侵害行為 の準備又は合意がある場合、 共同不法行為に該当する可能 性あり。	利用提供者が特許侵害を助 助することを知っていることが 求められる。	利用提供者に、侵害を故意に 行う意思があれば侵害行為と なりうる。		
有	無	有	有	有
登録意匠法1条、1B条、1C条	特許法1条、 意匠法1条、2条、3条	知的財産法L511-1、L511-2、 L511-8	専利法2条 (意匠特許として保護の可能 性がある。)	特許法2条
登録意匠権で保護される可能 性あり(特許は非対象)。		意匠権で保護される可能性あ り(特許は非対象)。	意匠特許で保護される可能性 あり(発明特許は非対象)。	3Dデータが法律上の「物」に 該当すること。

Outline		JP	US	EU (※)	
Issues on the Industrial Property Rights Law concerning creations made with AI					
Creations made by using AI as a tool (Human involvement: A lot)	Possibility	Yes	Yes	Yes	
	Related laws and regulations	Patent Law 2(1) Design Law 2(1)	35 U.S.C. 101(Patent),171(Design)	Art. 52 EPC, Art. 3 and 4 of Design Regulation, Art. 3 of DIRECTIVE	
	Protection requirements	Treated same as any other creations (no special rule)			
	Entity of rights	Judged individually from the contribution to creation			
Creations made autonomously by AI (Human involvement: little)	Possibility	No	Yes	Yes or NO	
	Related laws and regulations	"Inventor" should be "natural person (individual)" (Patent Law 2(1))	"Inventor" should be "individual" (35 U.S.C. 100(f), 101)	Yes: The "inventor" of Art. 60 EPC is not explicitly limited to an individual. No: Provisions about inventor make indirectly clear that the inventor is an individual.	
	Protection requirements		An individual who designed or operated AI is recognized as an inventor.	If AI system is regarded as the "inventor".	
	Entity of rights		An individual who designed or operated AI	It depends on the type of contribution towards the	
Pre-trained model created by learning process	AI program + parameters	Possibility	Yes	Yes	
		Related laws and regulations	Patent Law 2(1),3(i)(iv) Examination Handbook for Patent and Utility Model Annex B Chapter 1	35 U.S.C. 101 Alice Corp. v. CLS Bank International, 573 U.S. __, 134 S. Ct. 2347 (2014)	Art. 52(2)(c), (3) EPC Guidelines for Examination PART F II 3.6
		Protection requirements	Invention is required to be "advanced one of creation of a technical idea utilizing a law of nature".	The patent claim adds to the idea "something extra" that embodies an "inventive concept."	Not computer program "as such" The claimed subject-matter has a technical character.
	Only parameters	Possibility	Yes	Yes	Yes
		Related laws and regulations	Patent Law 2(1),3(i)(iv) Examination Handbook for Patent and Utility Model Annex B Chapter 1	35 U.S.C. 101 Alice Corp. v. CLS Bank International, 573 U.S. __, 134 S. Ct. 2347 (2014)	Art. 52(2)(c), (d), (3) EPC Guidelines for Examination PART F II 3.6, 3.7
		Protection requirements	Invention is required to be "advanced one of creation of a technical idea utilizing a law of nature".	The patent claim adds to the idea "something extra" that embodies an "inventive concept."	Not presentations of information "as such" The claimed subject-matter has a technical character.
Issues on the Industrial Property Rights Law concerning 3D data					
Infringement of industrial property rights of products(Products with industrial property right / 3D data without industrial property right)					
3D data creation process	Possibility of infringement	Yes	Yes	/	
	Related laws and regulations	Patent Law 2(3)(i)(iv), 101(i)(ii) Design Law 37(2), 38(i)	35 U.S.C. 271(b)		
	Infringement establishment requirement	3D data corresponds to "products" under Patent Law.	Creator intended to induce infringement.		
3D data distribution process	Possibility of infringement	Yes	Yes		
	Related laws and regulations	Patent Law 2(3)(i)(iv), 101(i)(ii) Design Law 37(2), 38(i)	35 U.S.C. 271(b)		
	Infringement establishment requirement	3D data corresponds to "products" under Patent Law.	Distributor intended to induce infringement.		
Manufacturing process of products	Manufacture of products (Direct infringement)	Possibility of infringement	Yes	Yes	
		Related laws and regulations	Patent Law 68 Design Law 23	35 U.S.C. 271(a)	
	Provision of use of 3D printers	Possibility of infringement	Yes	Yes	
		Related laws and regulations	Case: Tokyo District Court September 30, Heisei 25, Heisei 24 (W) No. 33525 [Case concerning assisting digitization of books.]	35 U.S.C. 271(b)	
		Remarks	If the provider knew infringement, it may be infringing. It can fall under illegal acts		
Protection of 3D data under industrial property rights					
3D data	Possibility	Yes	No	Yes	
	Related laws and regulations	Patent Law 2(1),3(i)(iv) Examination Handbook for Patent and Utility Model Annex B Chapter 1	35 U.S.C. 101	Art. 52(2)(c), (d), (3) EPC Guidelines for Examination PART F II 3.6, 3.7	
	Protection requirements	3D data corresponds to "products" under Patent Law.	The patent claim adds to the idea "something extra" that embodies an "inventive	The claimed subject-matter has a technical character.	

※ Based on EPC or Community Design regulation (EC) No 6/2002 etc.

GB	DE	FR	CN	KR
Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
s.1 Patents Act 1977 s.2(4) Registered Designs Act 1949	s. 1 Patent Act s. 1 Design Patent Act	L611-10 CPI(Patent) L511-1toL521-7 CPI(Design)	Patent Law 2(2), (3)(Patent), 4(Design)	Patent Law 2 Design protection law 2
Treated same as any other creations (no special rule)				
Judged individually from the contribution to creation				
No	No	No	No	No
"Inventor" should be "natural person"(s.7 Patents Act 1977)	IP law always requires creation by a human.	The property of a creation/invention is only owned by the creator/inventor as physical person / group or person / moral person.(L611-6, L611-7 CPI)	Entity of rights is only natural person, institute or organization (Patent Law 6)	"Inventor" should be "natural person (individual)" (Patent Law 2(1), 33)
/	/	/	/	/
/	/	/	/	/
Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
s.1(2) Patents Act 1977	s. 1(3), (4) Patent Act Case Law	L611-10(2), (3) CPI	Patent Law 2(2) Guidelines for Examination PART2 s.9	Patent Law 2 Guidelines for Examination PART 3 s.1-4.1.8
Not computer program "as such"	Not computer program "as such"	Not computer program "as such"	Not computer program "as such"	Not computer program "as such"
Yes	No	No	Unclear	No
Patent right protection is unclear. Protected by the database right. (s.3A CDPA 1988)	The parameter is interpreted as presentations of information "as such"(s. 1(3), (4) Patent Act Case Law)	The parameter is interpreted as presentations of information "as such"(L611-10 CPI(Patent))	No specific rules on parameters.	No protection is provided for a simple Presentation of information. (Patent Law 2, Guidelines for Examination PART 3 s.1-4.1.6)
s.3A CDPA 1988 requirements	/	/	/	/
No	No	No	Yes	Yes
s.60(2) Patents Act 1977	s. 10(1) Patent Act	L613-4 CPI	Patent Law 11, Document from Supreme Court, Infringement Liability Law 9	Patent Law 127 Design protection law 114
/	/	/	Creator knew that the data was used for infringement.	3D data corresponds to "products" under the Law.
Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
s.60(2) Patents Act 1977	s. 10(1) Patent Act	L613-4 CPI	Document from Supreme Court, Infringement Liability Law 9	Patent Law 127 Design protection law 114
Distributor knew the infringement.	Distributor knew the infringement.	Applicable to indirect infringement of patent right.(No protection of Design right)	Distributor knew that the data was used for infringement.	3D data corresponds to "products" under the Law.
Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
s.60(1) Patents Act 1977 s.7, 7A Registered Designs Act 1949	s. 9 Patent Act s. 38 Design Patent Act	L513-4, L613-3 CPI	Patent Law 11	Patent Law 94
No	Yes	Yes	Yes	No
Case: Unilever v Gillette Plc [1989] RPC 583	Caset: OLG Düsseldorf 「Handy-Permanentmagnet」 Mitteilungen der deutschen Patentanwälte 2006, 428)	Only opinion of the law firm	Document from Supreme Court, Infringement Liability Law 9	Patent Law 127 Design protection law 114
It can be liable under the English law of joint tortfeasorship,	If the provider knows infringement, it may be infringemant.	If the provider intended infringement, it may be infringemant.	/	/
Yes	No	Yes	Yes	Yes
s.1, 1B, 1C Registered Designs Act 1949	s. 1 Patent Act s. 1, 2, 3 Design Patent Act	L511-1, L511-2, L511-8 CPI	Patent Law 2 (Possibility of Design Patent protection)	Patent Law 2
It may be protected under Registered Design Act. (No patent protection)	/	It may be protected under Design right. (No patent protection)	It may be protected under Design Patent right. (No patent protection)	3D data corresponds to "products" under Patent Law.

禁 無 断 転 載

平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

AI を活用した創作や
3Dプリンティング用データの
産業財産権法上の保護の在り方に関する
調査研究報告書

平成29年2月

請負先 一般財団法人 知的財産研究教育財団
知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地
精興竹橋共同ビル5階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@fdn-ip.or.jp